政省令における「重大製品事故」の要件等の規定案について

平成１９年3月7日

１．政令で定める「重大製品事故」の要件

（規定）

第四条　法第二条第五項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。
一　一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。
イ　死亡
ロ　負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき（その症状が固定したときを含む。）において主務省令で定める身体の障害が存するもの
ハ　一酸化炭素による中毒
二　火災が発生したこと。

２．省令で定める「身体の障害」について

（規定案）

第二条　令第四条第一号ロの身体の障害で主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　次に掲げる視覚障害で、永続するもの
イ　両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
ロ　一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
ハ　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
ニ　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの
二　次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
イ　両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
ロ　一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
ハ　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
ニ　平衡機能の著しい障害
三　次に掲げる嗅覚の障害
イ　嗅覚の喪失
ロ　嗅覚の著しい障害で、永続するもの
四　次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
イ　音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失

ロ　音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

五　次に掲げる肢体不自由

イ　一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの

ロ　一上肢又は一下肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はおや指以外のいずれかの指を第一指骨間関節以上で欠くもの

ハ　一上肢又は一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

六　循環器、呼吸器、消化器、泌尿器の機能の著しい障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

３．省令で定める「報告の期限」及び「様式」について

（規定案）

第三条　法第三十五条第一項の規定による報告をしようとする者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知つた日から起算して十日以内に、様式第一の報告書を主務大臣に提出しなければならない。

（様式１）

（注）※印の欄には記入しないこと。

取扱注意

報　告　書（案）

※ 管 理 番 号	
※ 受 付 年 月 日	年　　月　　日

製　品　名		品名（ブランド名）			
		機種・型式等	（生産国名：　　）		
事故発生年月日	年　　月　　日　午前・午後　　時頃				
火 災 の 有 無	1.有　2.無	一酸化炭素中毒の有無	1.有　2.無	製品被害の有無	1.有　2.無
人的被害区分	①死亡（　）名				
	②負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日以上のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名				
	③負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日未満のもの）（　）名 （以下の後遺障害が発生した場合は、該当する障害の延べ人数を記入すること。） 1.視覚障害（　）名　2.聴覚又は平衡機能の障害（　）名　3.嗅覚の障害（　）名 4.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害（　）名　5.肢体不自由（　）名 6.循環器機能の障害（　）名　7.呼吸器機能の障害（　）名 8.消化器機能の障害（　）名　9.泌尿器機能の障害（　）名				
	④人的被害なし				
事　故　内　容	①事実関係 同一機種による類似事故の発生件数：　　件				
	②事故発生の原因 1.設計不良　2.製造不良　3.使用部品又は材料の不良　4.経年劣化　5.表示の不備 6.取扱説明書の不備　7.据付・工事の不良　8.その他（　　）				
	（以下、詳細を記述すること。）				
	③事故に係る再発防止の措置 1.製造の中止　2.輸入の中止　3.販売の中止　4.製品の改良　5.製造工程の改善 6.品質管理の強化　7.製品の回収　8.製品の点検・修理　9.消費者に注意喚起 10.表示の改善　11.取扱説明書の改善　12.特に措置しない　13.その他（　　）				
	（以下、今後販売する製品及び既販品に係る再発防止措置について、詳細を記述すること。）				
	④当該事故原因を調査した機関等名称及び連絡先 （名 称） （連絡先）				
	⑤事故品を保管している機関等名称及び連絡先 （名 称） （連絡先）				

事故を認識した契機と日	（認識した契機）
	（認識した年月日） 年　月　日　午前・午後　時頃
事故発生場所	（住所）
	（具体的場所）
当該型式品の製造時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
当該型式品の輸入時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
当該型式品の販売時期及び数量	（時期）：　年　月　日　から　年　月　日まで
	（数量）：
製造・輸入事業者の名称及び所在地	（名称）： （報告者の業種）１.製造事業者　２.輸入事業者 （届出の有無）１.あり（根拠となる法律名：　）　２.なし
	（所在地）： （電話番号）： （担当部署）： （担当部署電話番号）： （担当者役職）： （担当者氏名）：
所属の業界団体名及び同所在地	（名称）
	（住所）　（電話番号）：

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（様式-2）

（注）※印の欄には記入しないで下さい。

※ 管 理 番 号	
※ 受 付 年 月 日	年　　月　　日

取扱注意

参　考　資　料（案）

① 被　害　者	ﾌﾘｶﾞﾅ （姓）	（名）	性別	1.男　　2.女 （年齢：　　歳）
	（住所） （電話番号）			
	購入先企業名（　　）			
② 人的被害内容	1.死亡　2.負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日以上のもの） 3.負傷又は疾病（治療に要する期間が 30 日未満のもの）			
③ 人的被害区分	1.打撲　2.裂傷　3.擦過傷　4.火傷　5.皮膚障害　6.視覚障害　7.聴覚又は平衡機能障害 8.嗅覚機能の障害　9.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害　10.肢体不自由 11.循環器機能の障害　12.呼吸器機能の障害　13.消化器機能の障害　14.泌尿器の機能の障害 15.一酸化炭素による中毒　16.一酸化炭素以外の中毒（　　）　17.窒息　18.感電			
④ 治　癒　状　況	1.完治　2.治療中　3.不明　　全治（　　日間・内入院　　日間・通院　　日間）			
⑤ 被害者の要望	1.被害金額の弁償　2.製品の交換　3.修理・点検　4.引取り（代金返済）　5.慰謝料 6.調査・原因究明　7.謝罪（他の要望なし）　8.その他（　　）　9.要望なし			
⑥ 被害者への措置	1.被害金額の支払　2.製品交換　3.部品交換　4.修理・点検　5.部品提供 6.引取り（代金返済）　7.慰謝料の支払　8.事故原因等の説明　9.見舞金の支払 10.特に措置しない　11.被害者と交渉中　12.係争中（裁判等）13.謝罪 14.その他（　　）			
	前項 2.～5.において	1.有償　　2.無償	被害者の反応	1.納得　2.納得しない
	（内容） （提示金額：　　円）　（支払金額：　　円）			

⑦ 事故製品の所有者	ﾌﾘｶﾞﾅ （姓）：	（名）：	
	（住所） （電話番号）		
⑧ 製品の購入等年月日及び入手先	年　　月　　日購入　　製品の使用期間　　年　　ヶ月使用		
	1.デパート　2.スーパーマーケット　3.一般商店　4.専門店　5.量販店　6.ホームセンター 7.通信販売　8.中古品販売店　9.共済組織等　10.製造事業者　11.輸入事業者 12.その他（　　）　13.不明		

⑨ 貼付されている マーク等の名称		取扱説明書の有無　1.有　2.無　3.不明 保証書添付の有無 保証書の有効期限　購入日・製造日より　　年　　月

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（注）・本資料は報告書の情報を補完するためのものであり、報告は任意である。

・報告の際は、適宜、製品事故に関する写真、図等を添付すること。

・①の色付きの欄に情報を記載する場合は、当該情報を②～⑥の欄の情報と併せて国に提供することを、被害者本人に同意を得る必要がある（①の色付きの欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。

・⑦の色付きの欄に情報を記載する場合は、当該情報を⑧の欄の情報と併せて国に提供することを、事故製品の所有者本人に同意を得る必要がある（⑦の色付きの欄に情報を記載しない場合は、同意は不要。）。